

## 施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領細則

日 施 園 第17号

平成25年4月26日

一般社団法人 日本施設園芸協会

改正 平成25年5月30日  
改正 平成26年4月 1日  
改正 平成27年1月 9日  
改正 平成27年6月15日  
改正 平成28年4月 6日  
改正 平成29年3月30日  
改正 平成30年4月 5日  
改正 平成31年4月24日  
改正 令和 2年2月12日  
改正 令和 4年2月 3日  
改正 令和 4年3月10日

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日策定。以下「事業主体要領」という。）第40条の規定に基づき、本対策の運営に関し必要な事項を本細則で定めるものとする。

（事業主体要領第20条及び第28条関係）

第1条 本法人が事業実施者に対策資金造成に対して交付した補助金の額が事業主体要領第20条及び第28条に規定する補助金の限度（以下「補助金の限度」という。）を超えた場合には、事業実施者は遅滞なく、別紙様式により、本法人に通知し、本法人の指示に従い、交付した補助金と補助金の限度との差額を本法人に返還しなければならない。

附則 （平成26年3月31日日施園第268号）

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則 （平成27年1月9日日施園第219号）

この改正は、平成27年1月9日から施行する。

附則 （平成27年6月15日日施園第93号）

この改正は、平成27年6月15日から施行する。

附則 （平成28年4月6日日施園第9号）

この改正は、平成28年4月4日から施行する。

附則 （平成29年3月30日日施園第329号）

この改正は、平成29年3月30日から施行する。

附則 （平成30年4月5日日施園第11号）

この改正は、平成30年4月5日から施行する。

附則 （平成31年4月24日日施園第34号）

この改正は、平成31年4月24日から施行する。

- 附則 (令和2年2月12日日施園第262号)  
この改正は、令和2年2月12日から施行する。
- 附則 (令和4年2月3日日施園第209号)  
この改正は、令和4年2月3日から施行する。
- 附則 (令和4年3月10日日施園第229号)  
この改正は、令和4年3月10日から施行する。



別紙（施設園芸セーフティネット構築事業で契約期間満了（一部満了・一部解約）の場合）  
（または（積立金返還））

補助金額差額分の内訳（契約期間満了（一部満了・一部解約）（または（積立金返還）））

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 \_\_\_\_\_

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳（令和○○年○○月○○日現在）

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	油種 ・A重油 ・灯油	積立金残高 (A)	補助金残高 (B)	返還額 (円) (B) - (A)
1			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油 灯油			0
2			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油 灯油			
合 計			115%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
				灯油 (○○.○ 円/ℓ)			
			130%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
				灯油 (○○.○ 円/ℓ)			
			150%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)			
				灯油 (○○.○ 円/ℓ)			
170%	A重油 (○○.○ 円/ℓ)						
	灯油 (○○.○ 円/ℓ)						

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

※1 協議会の全支援対象者が契約期間満了の場合には、別葉1の様式を使用すること。

※2 積立金に相当する補助金を全額受領しておらず、支援対象者ごとの積立金に対応する補助金相当額を特定できない状況で、一部支援対象者が契約期間満了（一部満了・一部解約）（または積立金返還）により、補助金残高が農家積立金を超えた場合においては、別葉2の様式を使用すること。

別葉1（施設園芸セーフティネット構築事業で全支援対象者が、契約期間満了の場合のみ）

1. 令和〇〇事業年度農家積立額	円 (A)
2. 令和〇〇事業年度補助金受入額	円 (B)
3. 令和〇〇事業年度補てん金交付額	円 (C)
うち補助金額	円 ( $D=C \times 1/2$ )
4. 令和〇〇事業年度補助金残高	円 ( $E=B-D$ )
5. 農家積立金精算額	円 ( $F=A-(C-D)$ )
6. 令和〇〇事業年度補助金返還額	円 ( $G=E$ )

別葉2 (施設園芸セーフティネット構築事業で一部支援対象者が契約期間満了(一部満了・一部解約)(または積立金返還)したことにより補助金残高が農家積立金を超えた場合)

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1. 令和〇〇事業年度農家積立額   | 円 (A)       |
| 2. 令和〇〇事業年度補助金受入額  | 円 (B)       |
| 3. 令和〇〇事業年度補てん金交付額 | 円 (C)       |
| うち補助金額             | 円 (D=C×1/2) |
| 4. 令和〇〇事業年度補助金残高   | 円 (E=B-D)   |
| 5. 農家積立金精算額        | 円 (F)       |
| 6. 農家積立金残高         | 円 (G=A-F)   |
| 7. 令和〇〇事業年度補助金返還額  | 円 (H=E-G)   |

別紙2（茶セーフティネット構築事業の場合）

補助金額差額分の内訳（契約期間満了（一部満了・一部解約））

1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 \_\_\_\_\_

2 参加構成員数 名

3 参加構成員ごとの内訳（令和○○年○○月○○日現在）

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	油種 ・A重油	積立金残高 (A)	補助金残高 (B)	返還額(円) (B) - (A)
1			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油			0
2			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油			
3			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油			
4			・115% ・130% ・150% ・170%	A重油			
合 計			115%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			130%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			150%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			
			170%	A重油 (○○. ○円/ ㊦)			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。